

ホームページ制作契約書

第1条(契約当事者)

本契約は、以下の当事者間で締結される。

甲:株式会社NovaPromotion

代表取締役:田崎皇太

所在地:〒192-0046 東京都八王子市明神町2-22-2-101

電話番号:042-673-5432

サービス名:まちリンク

乙:本サービスに申し込みを行った各町会・自治会・管理組合

第2条(提供するサービスの内容)

甲は乙に対して、以下の内容のホームページ制作サービスを提供する。

- トップページ、回覧板ページ、会員募集ページ、団体紹介ページ、お問い合わせページの制作

乙は以下の必要情報を甲の指定する形式で提供するものとする:

初回制作時:

- 町会・自治会・管理組合名(フリガナ)
- 代表者氏名(フリガナ)、代表者メールアドレス、代表者電話番号
- 担当者氏名(フリガナ)、担当者メールアドレス、担当者電話番号
- 初回掲載回覧板(データまたは原本)
- ロゴデータ(ある場合)
- 各種ページの掲載内容
- 回覧用パスワード(設定する場合)

乙による情報提供に期限は設けないが、情報提供の遅延により第4条に定める納期が遅延した場合、甲は責任を負わない。

乙は、提供する情報(ロゴ、写真、文章等)について、第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害していないことを保証する。

第3条(料金)

【制作費】

ホームページ制作費:55,556円(税込)

【支払い方法・期限】

制作費:契約締結後1ヶ月以内に以下の口座へ銀行振込(振込手数料は乙負担)

振込先:多摩信用金庫 高尾支店 普通 0311208

口座名義:カ)ノヴァプロモーション

支払期限を経過しても入金が確認できない場合、甲は乙に対して書面またはメールにて催告を行う。

催告後1ヶ月以内に支払いがない場合、甲は本契約を解除することができる。

【追加作業】

本契約に定める範囲を超える大幅なデザイン変更やページ追加等の追加作業が発生した場合、甲乙協議のうえ、別途料金および作業内容を定めるものとする。

第4条(制作期間・納期)

制作期間:乙から必要情報が甲に到着してから1週間以内に初回版を提供する

確認期間:乙は初回版提供から1週間以内に内容確認および修正指示を行う

修正対応:甲は修正指示から1週間以内に対応する

最終承認：乙は修正版提供から1週間以内に最終承認を行う

乙が上記期間内に確認・承認を行わない場合、納期は延長されるものとし、甲は乙から連絡があり次第、速やかに対応する

第5条(知的財産権)

本契約に基づき制作されたホームページ(デザイン、コンテンツ、プログラム等)の著作権その他の知的財産権は、最終承認および対価の完済をもって乙に譲渡される。

前項にかかわらず、甲が使用するホームページ作成ツールおよびその提供元が権利を有するプログラム、テンプレート等については、当該提供元に帰属し、乙は当該提供元の利用規約に従い使用するものとする。

最終承認後に明らかな不具合(リンク切れ、表示エラー等)が発見された場合、甲は期間の制限なく無償で修正を行う。

第6条(契約期間および解約)

【契約期間】

本契約は、契約締結日から第4条に定める最終承認および第5条に定める譲渡完了までとする。

【解約】

乙は、制作期間中いつでも本契約を解約することができる。ただし、既に支払われた制作費の返金は行わない。

甲は、以下のいずれかに該当する場合、本契約を解除することができる：

乙が必要情報を提供せず、または提供が著しく遅延し、甲の催告後相当期間内に改善されない場合

乙が第8条に定める禁止事項に違反した場合

乙が第3条に定める制作費を支払わない場合

その他、乙が本契約に違反し、甲の催告後相当期間内に是正されない場合

第7条(禁止事項および免責事項)

【禁止事項】

乙は以下の内容をホームページに掲載してはならない:

誹謗中傷、プライバシー侵害にあたる内容

公序良俗に反する内容

法令に違反する情報

第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害する内容

その他、甲が不適切と判断する内容

乙が本条の禁止事項に違反した場合、甲は無催告で該当項目を削除することができる。

【免責事項】

甲は、以下の事由により生じた損害について一切の責任を負わない:

- 甲が使用するホームページ作成ツールの提供元における技術的障害、仕様変更、サービス停止等
- インターネット回線の障害または通信環境の不具合
- 乙の使用する端末、ブラウザ、OS等の環境による表示不具合
- 乙が設定したパスワードの漏洩、管理不備による損害
- 第三者による不正アクセス、サイバー攻撃、ハッキング等
- 検索エンジンでの表示順位、検索結果、または集客効果
- 天災地変、戦争、暴動、法令の制定改廃等の不可抗力

第8条(損害賠償の制限)

甲に故意または重大な過失がある場合を除き、本契約に関連して甲が乙に対して負う損害賠償責任の上限額は、乙が甲に支払った制作費の金額とする。

第9条(秘密保持)

甲および乙は、本契約に基づく業務上知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示または漏洩してはならない。

本条における「秘密情報」とは、以下のいずれかに該当する情報をいう：

相手方から秘密である旨を明示された情報

個人情報、財務情報、事業情報等、通常、秘密として扱われるべき情報

前各項の規定にかかわらず、以下の情報は秘密情報に該当しない：

開示の時点で既に公知である情報

開示後、受領当事者の責によらずに公知となった情報

正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

法令、裁判所の命令、または行政機関の要求により開示が義務付けられた情報

本条の義務は契約終了後も継続する。

第10条(反社会的勢力の排除)

甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する：

自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という)に該当しないこと

反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと

反社会的勢力を利用しないこと

反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと

反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

甲または乙が、前項各号の表明・保証に反する事実が判明した場合、相手方は、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

前項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、相手方に対し、相手方に生じた損害を賠償する責任を負う。

第11条 (契約の変更)

本契約の変更は、当事者双方の書面による合意によってのみ行うことができる。

第12条 (代表者変更)

乙の代表者に変更があった場合、乙は速やかに書面により甲に通知し、新代表者による本契約の継承について確認を得るものとする。

第13条 (連絡方法)

日常的な連絡: 電話またはメール

重要事項(解約通知、契約変更等): メールまたは書面

契約書の取り交わし: 郵送または対面

第14条 (準拠法・管轄裁判所)

本契約は日本法に準拠し、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

署名欄

本契約の内容を確認・同意のうえ、以下に署名・押印する。

【甲】株式会社NovaPromotion

代表取締役：田崎皇太

署名：_____ 印

【乙】

町会・自治会・管理組合名：_____

代表者氏名 : _____

住所 : _____

署名 : _____ 印

契約締結日：令和 年 月 日